

岩手県立県南
青少年の家
指定管理者募集要項

令和7年11月
岩手県教育委員会

1 募集の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）改正により、「公の施設」の管理について、指定管理者として、地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間企業、各種法人やその他の民間団体が行うことになりました。

岩手県教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（（平成16年岩手県条例第36号）以下「指定手続条例」という）の規定に基づき、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、現在の指定期間が令和8年3月で満了することから、以下のとおり岩手県立県南青少年の家の教育機能及び行政機能を除了いた「公の施設の管理」について、令和8年4月からの指定管理者を募集します。

2 対象施設

(1) 施設の名称 岩手県立県南青少年の家

(2) 所 在 地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町永沢下館49-1 他（※地番明細 参照）

(3) 施設・設備の概要

敷地面積94,926m² 建物面積4,398m²（管理棟、体育館、宿泊棟、キャビン棟）

○管理・研修棟 鉄筋コンクリート 3階建 エレベーター設置

1階 事務室、宿直室、浴室等

2階 第1・第2研修室、音楽室等

3階 第3・第4研修室、作法室等

○体 育 館 ステージ付

○宿 泊 棟 1階 洋室8人定員10室、和室8人定員1室、和室6人定員1室（定員計94人）、談話室

2階 洋室8人定員12室、和室6人定員1室（定員計102人）、談話室

○キ ャ ビ ン フリースペース、スキー置き場等

○付 帯 施 設 つどいの広場、多目的グラウンド（ラグビー及びサッカーゴール設置）、野球場、キャンプ場（第1～第2）、営火場（第1～第4⇒冬期はクロスカントリースキー場）、車庫、サイクリング車庫、野外炊事場（2棟）、屋外トイレ（2棟）、器具庫（3棟）、水飲み場、運動場シャワー室

○研 修 機 材 等 卓球・野球・クロスカントリースキー・ニュースポーツ等の運動用具、キャンプ・川遊び・オリエンテーリング等の野外活動用具、七宝焼窯・電気窯等の創作活動用具、ブルーレイプレイヤー・映写機等の視聴覚学習機材、ピアノ、Wi-Fi設備（管理棟）

○駐 車 場 乗用車約40台

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。（詳細は「岩手県立県南青少年の家管理運営業務仕様書」のとおり。）

- (1) 使用料の徴収等に関する業務
- (2) 施設設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設の利用促進及び広聴広報に関する業務
- (4) その他施設の管理に必要と認められる業務

なお、学校教育等との連携の下に実施している宿泊研修に係る指導等は、青少年の心身の健全育成を目的とした教育機関としての機能を確保する必要があることから、引き続き県が実施します。

5 管理運営に要する経費

管理運営業務は、県が支払う管理料金により行います。

県が支払う管理料金は、指定管理者の収支計画を踏まえ、岩手県議会の議決を経て、協定を締結し決定します。

なお、賃金水準の変動への対応として、指定管理に係る各年度の人事費について、雇用形態別の賃金水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人事費をスライドできる制度を導入しています。

人事費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映します（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映されます。）。また、その際、当初年度の人事費の1.0%分までの金額は、指定管理者の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」という。）。

申請団体は、「対象人事費等計算書(様式第4-1号)」に必要事項を記入のうえ指定管理者指定申請書提出時に提出してください。また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご留意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」をご参照ください。なお、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」については、県ホームページで閲覧可能です。

6 申請資格

- (1) 法人その他の団体であること。（法人格の有無は問いません。）
 - ア 個人では申請できません。
 - イ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）でも申請できます。
 - ウ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - エ グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - オ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めません。
- (2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が、次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続している団体
 - ウ 岩手県から指名停止措置を受けている団体

- エ 都道府県税、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

7 申請手続

(1) 募集要項の配付

ア 配付日時：令和7年11月26日（水）から令和7年12月26日（金）
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

イ 配付場所：岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県庁10階
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課
(電話019-629-6171)

※募集要項は、岩手県ホームページからも取得できます。

岩手県ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>)
⇒（上記タブ）⇒「教育・文化」⇒「生涯学習・社会教育」

※郵便での配付は行いません。

(2) 募集要項に関する質問の受付及び回答

ア 質問受付期間：令和7年11月26日（水）から令和7年12月12日（金）午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 質問受付方法：質問書（様式第10号）に記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

ウ 回答方法：郵送、ファクシミリ又は電子メールにより個別に回答するほか、岩手県教育委員会事務局ホームページに掲載します。

(3) 現地説明会の開催

ア 開催日時：令和7年12月10日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

イ 開催場所：岩手県立県南青少年の家

ウ 参加者数：1団体当たり2人までとします。（グループで申請する場合には、1グループで2人までとします。）

エ 申込方法：現地説明会参加申込書（様式第11号）に記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより申し込んでください。

オ 申込期限：令和7年12月5日（金）正午まで（必着）

(4) 申請書類の受付

ア 受付期間：令和7年11月26日（水）から令和7年12月26日（金）
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

イ 提出方法：岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課に持参するか、書留郵便により郵

送してください。

令和7年12月26日（金）午後5時必着とします。

※ファクシミリ、電子メールでの申請は受け付けません。

(5) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出していただきます。また、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

各書類とも7部（正本1部、副本6部（副本は写しで可））提出してください。

申請書類	グループで申請する 団体の留意事項	法人格のない団体の 申請時の留意事項
(1) 岩手県立県南青少年の家指定管理者指定申請書 (様式第1号)	グループ申請構成表（様式 第1-1号）を添付	
(2) 申請団体計画書（様式第2号）		
(3) 岩手県立県南青少年の家収支計画書（様式第3号）		
(4) 職員配置計画書（様式第4号）		
(4)-1 対象人件費等計算書（様式第4-1号）		
(5) 主要業務実績一覧（様式第5号）		
(6) 岩手県立県南青少年の家管理運営計画書 (様式第6号)		
(7) 再委託予定調書（様式第7号）		
(8) 誓約書（様式第8号）		
(9) 申請者に係る書類	各書類とも、全構成団体分 を添付	
① 定款又は寄附行為		定款等に代わる規約など を添付
② 法人登記簿謄本又は登記事項証明書		代表者の住民票の写しを 添付
③ 団体概要書（様式第9号）		添付
④ 申請日の属する会計年度の収支予算書		添付
⑤ 過去3会計年度分の収支計算書、貸借対照表及び 損益計算書		過去3会計年度分の収支 決算書
⑥ 前年度の事業報告書		添付
⑦ 納税証明書（法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）		添付不要
⑧ 役員名簿		添付

（注）新設団体等事業報告書のない団体にあっては、総会等の議事録及び設立後申請までの間の活動内容を記載した書類を添付してください。

8 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、「教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会」において、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（面接審査）により行います。
なお、審査は非公開で行います。

(開催場所や時間等の詳細については、通知でお知らせします。)

(1) 第1次審査（書類審査）

全申請団体を対象に申請書類による審査を行い、3団体程度を選定します（1月初旬を予定）。

なお、申請者が3者以下である場合などにおいては第1次審査を行わない場合があります。

(2) 第2次審査（面接審査）

第1次審査通過団体を対象に面接審査を行い、指定管理者の候補者を選定します（1月中旬を予定）。面接時間は、1申請団体あたり30分以内を予定しています。

第2次審査の結果は、対象の団体に通知します（1月下旬を予定）。

(3) 指定管理者の指定手続

選定された団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定する議案を議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。

(4) 選定基準及び審査内容

指定管理者を選定する際の選定基準及び審査内容は次のとおりです。

選定基準 (指定手続条例の規定)	審査項目	配点
(1) 管理計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られるものであること。 【条例第3条第1号】	設置目的の理解	20点
	平等利用の確保	
(2) 管理計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。 【条例第3条第2号】	利用促進	40点
	サービス向上	
	施設管理	
(3) 指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。 【条例第3条第3号】	収支計画	30点
	経営基盤	
	実施体制	
	業務実績	
(4) その他別に定める基準 【条例第3条第4号】	危機管理対策	10点
	情報管理	
	社会貢献	
合 計		100点

9 留意事項

(1) 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効となることがあります。

ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- ウ 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- エ 岩手県教育委員会所管施設指定管理者選定委員会委員、本県職員並びに本件関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。
- オ 申請資格を有していないことが判明したとき。
- カ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。
- ク その他不正な行為があったと県が認めたとき。

(2) 申請内容変更の禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

(3) 申請書類の取扱い

提出された書類は返却いたしません。

(4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(5) 費用負担

申請に係る経費はすべて応募者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

なお、選定結果について、団体名等を県のホームページや県南青少年の家への掲示により公表します。

10 問合せ及び申請書類提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県庁10階

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課地域学校連携担当

担当：村松 純子

電話：019-629-6171

ファクシミリ：019-629-6179

メールアドレス：DB0005@pref.iwate.jp

(本要項の添付書類)

- 1 岩手県立県南青少年の家の概要
- 2 岩手県立県南青少年の家管理運営業務仕様書
- 3 岩手県立県南青少年の家指定管理者申請様式集
- 4 指定管理者申請のための岩手県立県南青少年の家参考資料
 - (1) 岩手県立県南青少年の家利用状況
 - (2) 岩手県立県南青少年の家管理運営経費
 - (3) 岩手県立県南青少年の家使用料
 - (4) 行政財産の目的外使用許可
 - (5) 精算経費に係る状況